現段階の問題意識について

立正大学　法学部
山岸　絵美理



若い女性の地方からの流出について－問題意識－

「男女共同参画白書　令和7年度版」内閣府男女共同参画局

20代前半の若年女性の都市圏・東京圏流出が顕著

賃金・職種
地域に根深く残る固定的な性別役割分担
アンコンシャス・バイアス
男子優先の慣習

雇用問題 ＋「生きづらさ」（個人の自由、人権問題）

問題意識

女性の流出の問題を
地方創生として経済・人口問題（未婚化・少子化）で捉えることの限界

自治体の男女共同参画の課題

日本のジェンダーギャップの要因

根強い**性別役割分担意識**の存在

男女を問わず**個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず**、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、**男性、女性という性別を理由**として、**役割を固定的に分ける考え方**のこと

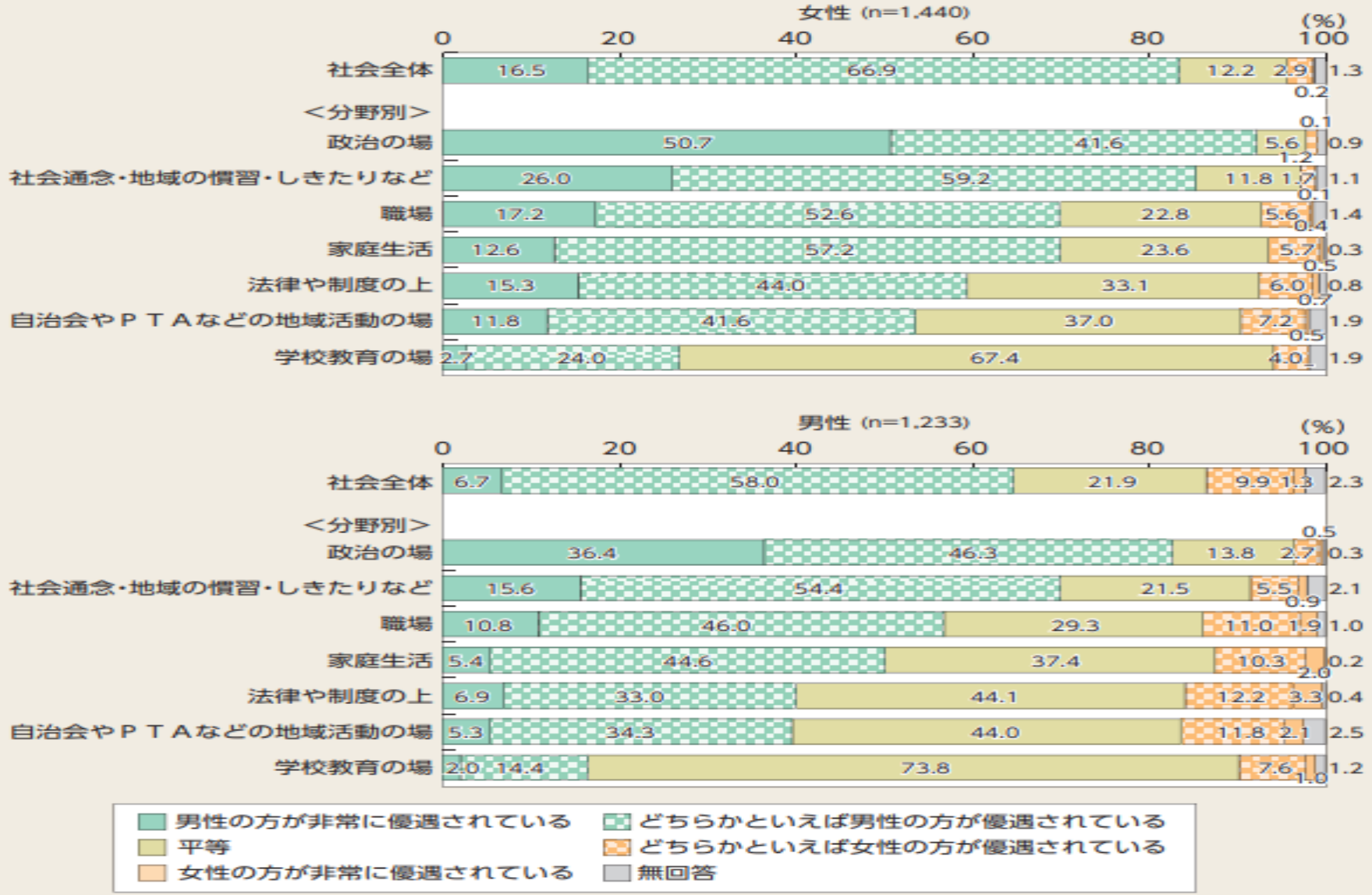
一人、一人の個人の**自由、能力**を侵害

一人、一人の個人の**平等な価値**を侵害

政治、労働、行政、家庭、教育・・・あらゆる場で発生してきた

「男女共同参画白書
令和7年度版」

特－Ⅳ図　男女の地位の平等感（男女、分野別・令和６（2024）年）



（備考）１．内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和６（2024）年９月調査）より作成。
２．「あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。（○は１つ）」、「あなたは、次の（1）から（7）の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。（○はそれぞれ１つ）」と質問している。
（1）家庭生活、（2）職場、（3）学校教育の場、（4）政治の場、（5）法律や制度の上、（6）社会通念・地域の慣習・しきたりなど、（7）自治会やＰＴＡなどの地域活動の場。

特集のポイント

第１節　人の流れと地域における現状と課題

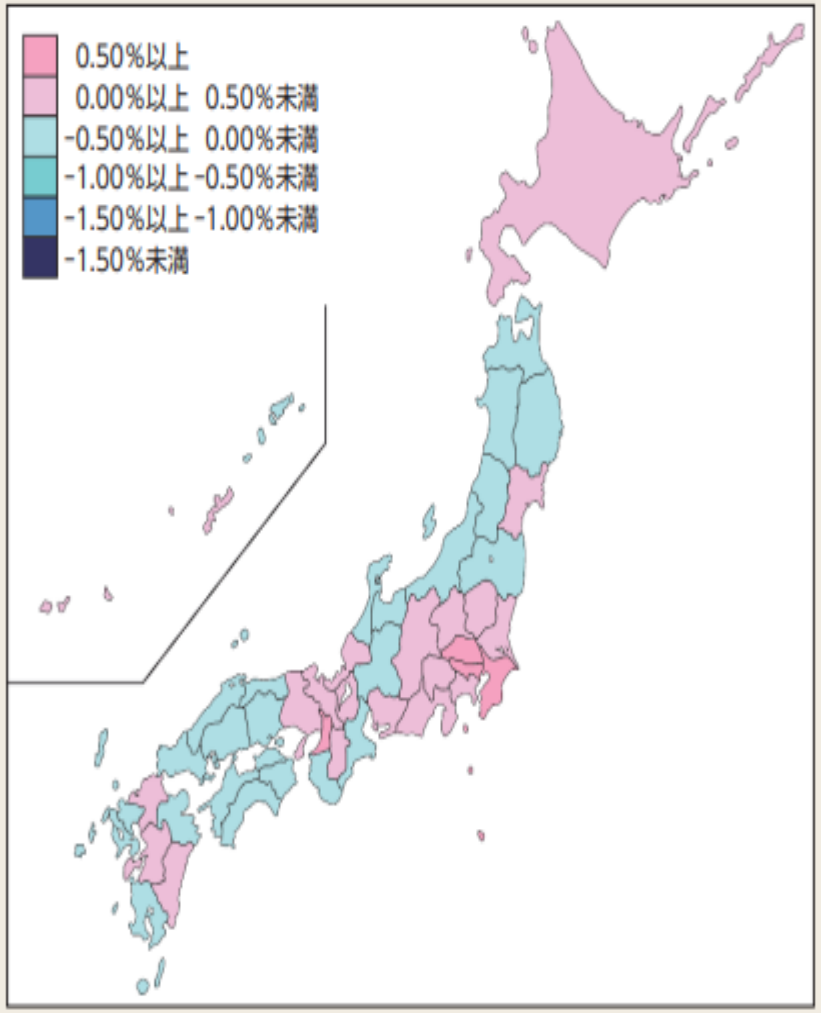
- 東京都と埼玉県を除く全ての道府県で人口が減少。全都道府県で死亡者数が出生児数を上回る一方、都市では社会増加（転入・入国超過）、地方では社会減少（転出・出国超過）。
- 都道府県間の人口移動は10代後半から20代が中心となっている。また、東京圏のみ男女ともに転入超過が続いている。なお、女性は男性に比べて東京圏に留まる傾向がある。
- 教育環境、就業・雇用環境、生活環境は地域により異なっている。
- 各分野における女性参画の状況も、地域によって差がある。あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、豊かで活力ある持続可能な社会の形成及びあらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。

第２節　若い世代の視点から見た地域への意識

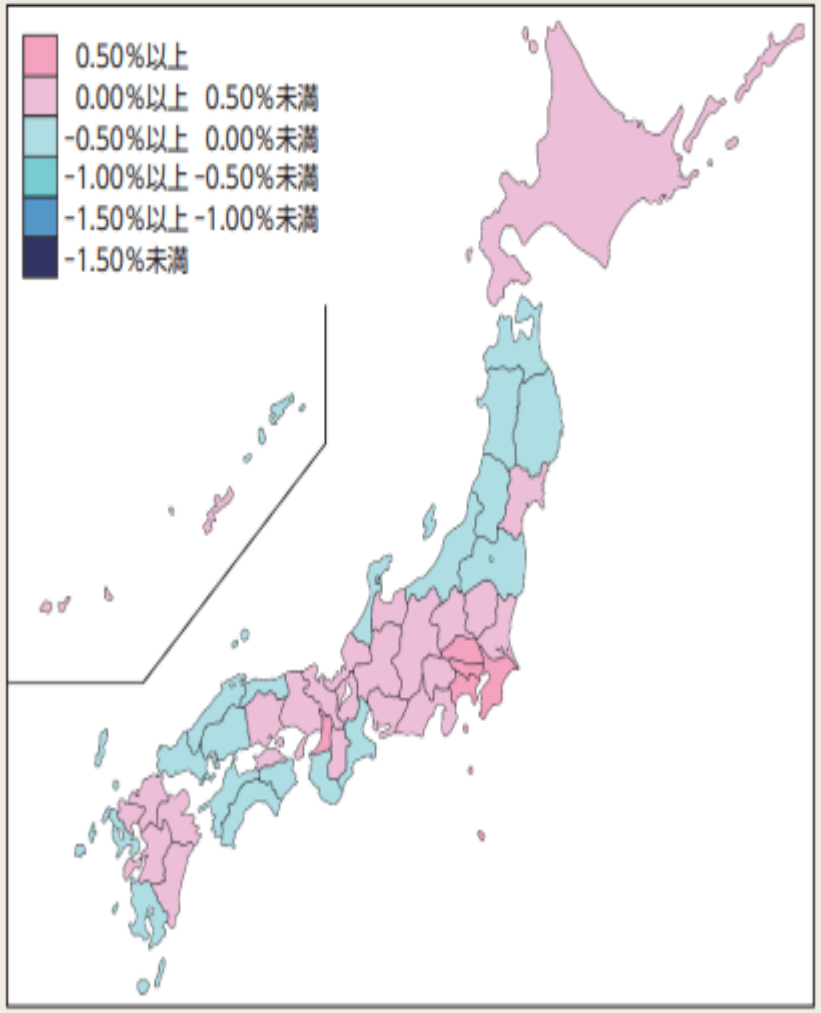
- 出身地域を離れた理由は、希望する進学先や就職先の少なさ。加えて女性は、「地元から離れたかったから」、「親や周囲の人の干渉から逃れたかったから」等も理由に挙げる。
- 「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に反対する人の割合は上昇しているが、若い女性の25％が「家事・育児・介護は女性の仕事」等の固定的な性別役割分担意識等があると感じている。都市よりも地方の方があると感じている割合が高く、男女の意識差も大きい。
- 東京圏以外から東京圏に転出した女性は、出身地域において固定的な性別役割分担意識等があったと感じている割合が特に高く、地方から都市への転出につながり、また、地元に戻ることへの心理的障壁となっている可能性がある。
- 現住地域に満足している割合は、東京圏居住者で高く、特に仕事の選択肢の豊富さや収入面、生活の利便性の面で高い。女性は、多様な生き方・価値観の尊重、性別・年齢にかかわらず活躍できる環境の面でも、満足している割合が高い。また、仕事面では、仕事内容や昇進などに男女の差異が少ないことにも満足している割合が高い。
- 出身地域への愛着は女性の方が高く、出身地域に戻りたいと考えている女性も一定数存在する。親や兄弟姉妹の居住地と近いこと、ゆとりのある暮らしができそうであること、自然環境の豊かさなどがその理由。他方で、収入や仕事、利便性、仕事と子育ての両立などが不安要素となっている。

<社会増減率>

女性

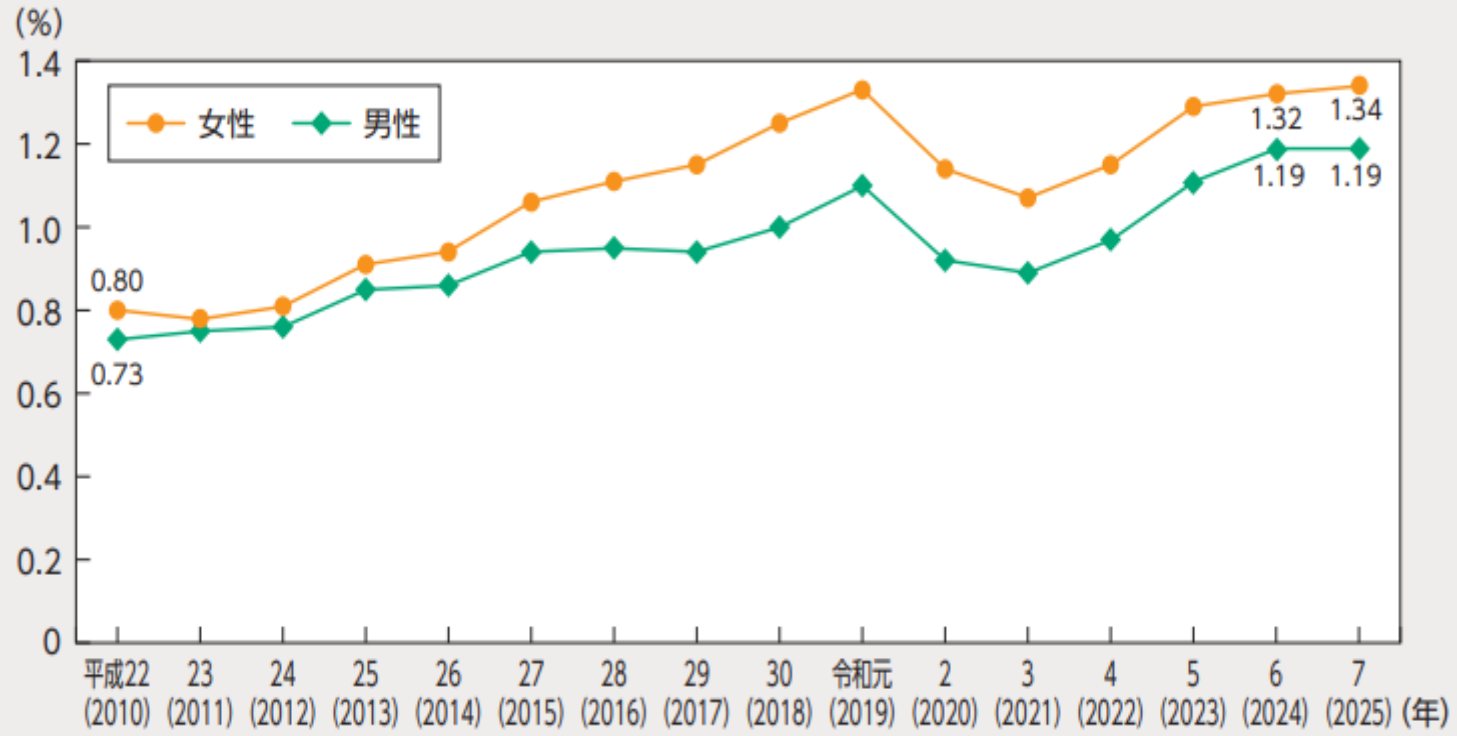

0.50%以上
0.00%以上 0.50%未満
-0.50%以上 0.00%未満
-1.00%以上 -0.50%未満
-1.50%以上 -1.00%未満
-1.50%未満

男性


0.50%以上
0.00%以上 0.50%未満
-0.50%以上 0.00%未満
-1.00%以上 -0.50%未満
-1.50%以上 -1.00%未満
-1.50%未満

３－２図　地域における10～20代の人口に対する転出超過数の割合の推移

○令和７（2025）年の10～20代女性の転出超過数の割合は1.34%（前年比0.02%ポイント増）、同年代男性の転出超過数の割合は1.19%（前年と同様）。
○10～20代女性の転出超過数の割合は、同年代男性の転出超過数の割合より高い状態が続いている。



（備考）１．総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。日本人移動者の値。
２．三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）を除く道県の10～20代の転出超過数の割合を算出。
３．東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、大阪圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

「ジェンダー秩序」の存在

江原由美子（2021）

「男らしさ」、「女らしさ」等のジェンダーが、

行為者の意思にかかわらず、何ができ、何がきでないかを定める側面をもつ

なぜ、そうした**「性別」「性差」を認知してしまう、し続けている**のか？

「ジェンダー秩序」

個人のみならず、

あらゆる制度や社会的（組織など）仕組みが影響を受けている

コミュニティ、自治体でも

ジェンダーが・・・

社会的に構築され（作られ）、循環され続けている過程（仕組み、状態）

構造の問題

日本における男女共同参画政策

男女共同参画社会基本法　1999年制定

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。**「参画」→単なる「参加」ではない。積極的な意思決定過程へ加わること**

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

• 男女共同参画社会の形成に向けた基本理念

① **男女の人権の尊重**（3条）

② **社会における制度または慣行についての配慮**（4条）　**固定的性別役割分担意識**

③ **政策等の立案及び決定への共同参画**（５条）　**国、自治体、民間団体も**

④ **家庭生活における活動と他の活動との両立**（６条）

⑤ **国際的協調**（７条）

➡ これら理念達成のために**国、自治体**（第９条）**、国民が取り組む**

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（2）「その他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策」

国が同様の施策を講じていない場合において、地方公共団体がその区域の特性に応じて行う施策のことである。国の 施策は全国的見地から行うものであるが、男女共同参画社会の形成を隅々にわたって進めるためには、地方公共団体 において、単に国の施策に準じた施策だけではなく、地域の特性に応じた施策の実施も必要である。また、そうした取組は 地方分権の方向にもかなうものである。

実施主体としての**自治体**

ジェンダーギャップの特徴…地域差の存在

国によるトップダウンの実施の限界

自治体の自治的な取り組みが**不可欠**

女性政策の位置づけ―「地方創生」と「女性活躍推進」から―

なぜ、女性の流出が止まらないのか？

堀江 孝司（2017）

（安倍政権の）女性施策は

「徹頭徹尾、**経済成長や労働力確保のための手段**」として位置づけ

（「ジェンダー」「男女共同参画」の語を回避）

「**女性政策**」・・・経済成長・人口維持の「**手段**」にすり替え

女性政策における新自由主義的アプローチの台頭

2014（H26）まち・ひと・しごと創生法　制定

2015（H27）**地方創生　スタート**

女性活躍推進法　制定

→ 融合？

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の全体像

― ローカル・アベノミクスの実現に向けて ―

Ⅰ．地方創生をめぐる現状認識

1．我が国の人口減少の現状

・人口減少は歯止めがかかっていない。平成 26 年の合計特殊出生率は 1.42 に低下、年間出生数は過去最低（約 100 万人）。

2．東京一極集中の傾向

・平成 26 年には東京圏へ 11 万人の転入超過（前年比約 1 万 3 千人増）。若年層（特に若年女性）が流入。

3．地域経済の現状

・地域経済は、有効求人倍率や一人当たり賃金、就業者数など雇用・所得面で改善。一方、消費の回復が大都市圏に比べ遅れ。人手不足も顕在化。

Ⅱ．地方創生の基本方針 ―地方創生の深化―

1．国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ

2．「地方創生の深化」を目指す ―ローカル・アベノミクスの実現―

①「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

②「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

3．新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

Ⅲ．地方創生の深化に向けた政策の推進

1．地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

○生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組
各企業・産業における「稼ぐ力」の向上、地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント力の向上、地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

○観光業を強化する地域における連携体制の構築
日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進、地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

○農林水産業の成長産業化
需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

○「プロフェッショナル人材」の確保等
「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備、人材還流政策間の連携強化

2．地方への新しいひとの流れをつくる

○地方移住の支援
地方移住を希望する国民のニーズに応える体系的・一体的な支援

○「日本版 CCRC」構想の推進
高齢者の希望実現・地方移住支援等の観点から日本版 CCRC 構想を推進

○企業の地方拠点強化等
本社機能の移転や地方での拡充に取り組む事業者への支援

○政府関係機関の地方移転
地方が目指す発展に資する政府関係機関の移転検討

○地方大学等の活性化
意欲と能力のある若者が地方に残り活躍する環境整備のため地方大学等を活性化

3．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進
地域の「見える化」の推進（「地域指標」の公表）、地域の実情に即した「働き方改革」、地域における先駆的・優良事例の横展開、少子化対策の効果検証

○出産・子育て支援
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等、周産期医療の提供体制の確保

○働き方改革
若い世代の経済的安定、国による支援

4．時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○まちづくり・地域連携
まちづくりにおける官民連携の推進、まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、空き家対策等既存住宅ストックの有効活用、まちづくり人材の育成・確保

○「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保、中山間地域等における施策の位置付け

○地域医療介護提供体制の整備等
地域医療介護提供体制の整備、雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

○東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
東京圏の医療・介護問題への対応、東京圏の少子化問題への対応

まち・ひと・しごと創生総合戦略 –概要–

Ⅰ．基本的な考え方

1．人口減少と地域経済縮小の克服

○地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。

○人口減少克服・地方創生のためには、３つの基本的視点から取り組むことが重要。

①「東京一極集中」の是正、

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、

③地域の特性に即した地域課題の解決

2．まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。

・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

（3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

（ア）若い世代の経済的安定

- 若者（20～34 歳）の就業率を 78%に向上
- 若い世代の正規雇用労働者等の割合について、全ての世代と同水準　　等

◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進

◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

（イ）妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

（ウ）子ども・子育て支援の充実

- 2017 年度末までに待機児童解消
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約２万か所）で一体的に又は連携して実施（うち１万か所以上を一体型）

◎子ども・子育て支援の充実

（エ）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

- 第１子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上　　等

◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

人口減少・地域経済克服のツールとしての「女性」の存在、ワークライフバランス

飯島絵理（2017）

平成 24 年 ～平成28年4月

「**女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議**」の開催
経済の活性化、経済社会の再生を、**目的**として**強く打ち出している**ことに特徴

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画(平成 24 年6月)の策定した**女性活躍のための取組**が、**労働市場や産業分野等、経済社会** へ**インパクトを与える戦略として位置づけ**

野田第1次改造内閣のもと行われた政策であるが、続く平成 24 年 12 月に発足した**第2次安倍内閣以降**では、同様の位置づけの施策が、 **さらに強力に**進められる

飯島(2017)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月閣議決定)から「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年6月閣議決定)までにおいても、女性の活躍推進は、成長戦略の中核に位置づけ

平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行

女性の活躍推進は、国の最重要課題の1つとして、経済社会の活性化や地方再生に向けた施策の一環として取り組まれる

この後の地方創生政策にも引き継がれ続けている？

自治体現場での「女性活躍推進」政策と「男女共同参画」政策のねじれの発生

（飯島 2017）

「**女性の活躍推進**」と「**男女共同参画の推進**」は、**親和性は高い**といえる一方、**自治体現場、担当者の混乱の発生**

女性の活躍推進にかかわる施策は、**経済政策**を**主**
当然ながら**人権の尊重や個人の尊厳**を**第一 の目標としているのではない**

女性活躍推進は、施策が取り組まれてきた経緯からすると、
男女共同参画の推進とはめざす**最終目標が異なる**

自治体で行われる地方創生のなかに組み込まれた「女性活躍推進政策」

「地方創生の「女性政策」」の誕生

地方創生の変遷からみる「女性政策」の位置づけの変容

	施策の焦点・施策像	「女性」の位置づけ
① まち・ひと・しごと創生（平成26～令和3年度)	**保育基盤整備、両立支援** 子育て期女性の再就職・プチ起業	**「人口維持・労働力確保の手段」** **人口減少を防ぎ（出産）、地域経済（雇用）を回すため**の支援対象
② デジタル田園都市国家構想(令和4～5年度)	**デジタル人材育成** **テレワーク**（転職なき移住） **男女賃金格差公表**	**「女性に選ばれる地域」**への意識改革 **女性デジタル人材の育成・確保** **経済的自立の担い手**
③ 地方創生2.0(令和６年末以降～現在)	**アンコンシャス・バイアス解消** **意思決定層への女性登用** ⇢ 根本的な問題に着手？	**「地域の構造改革の主体」** **女性から選ばれる地域**への**構造転換**

男女共同参画の理念（人権・個人の尊厳）に接近しつつも本質は同じ？

「地方創生の「女性政策」」からみる国ー地方関係

地方女性活躍推進交付金 ---- 地方レベルでの「地方創生の「女性政策」」推進ツール

（財政上の措置等）
第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

地域女性活躍推進交付金交付要綱

（交付の目的）
第２　この交付金は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、第５次男女共同参画基本計画の期間において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

地域女性活躍推進交付金交付要領

第１　目的
この実施要領は、地域女性活躍推進交付金交付要綱（令和７年３月31日付け府共第17号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第３第１項の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

第２　実施主体
本事業の実施主体は、市町村等とする。

実施要領(事業内容)の変化

平成27年度

第３　事業内容

１　地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）域内における女性の活躍推進に関する施策についての計画の策定

（２）（１）の計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

（３）（１）及び（２）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

２　都道府県又は市町村は、（１）から（３）までに掲げる全ての取組を本事業において実施するものとする。

平成28年度　　女性活躍推進法　制定

第３　事業内容

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第１項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第２項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）域内における女性の活躍推進に関する施策についての計画の策定

（２）（１）の計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

（３）（１）及び（２）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

２　都道府県又は市町村は、（１）から（３）までに掲げる全ての取組を本事業において実施するものとする。

平成29年度

実施事業に当たっての留意点が追加

（１） 都道府県又は市町村は、実効性のある先導的事業を実施するため、以下の４要件を満たす事業を実施するものとする。

① 「地域性」
　地域における女性活躍推進を効果的効率的に進めるため、客観的な数値、他団体・全国との比較等により、地域の状況を適切に把握分析した上で、事業実施段階の現状・課題の把握、目標設定、事業設計等を行うこと。

② 「見える化」
　事業実施の各段階において、実効ある事業を担保するため、女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標等を活用しつつ、客観的な数値等による事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、これらを公表していること。

③ 「官民連携・地域連携」
　地域における女性活躍推進のため、本事業の実施に当たっては、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用するなど、地域内の経済団体、関係団体など多様な主体との連携体制により実施すること。
　また、市町村事業については、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して事業を実施すること。

④ 「政策連携」
　事業効果の最大化を図るため、交付金事業間や実施主体の別事業、連携主体が実施する政策と連携すること。

（２） 本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

令和2年度

実施主体の規定の変更、事業内容が追加

第２　実施主体

本事業の実施主体は、市町村等とする。

第３　事業内容

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第１項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第２項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定

（２）（１）の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

（３）（１）及び（２）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

（４）様々な課題・困難を抱える女性への支援に関する取組の実施

ただし、（４）において、推進計画を策定している市町村等とし、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業である必要はないこととする。

２　市町村等は、（１）から（４）までに掲げる取組を本事業において実施するものとする。

コロナの影響

事業内容の追加

第３　事業内容

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第１項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第２項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定

（２）（１）の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

（３）（１）及び（２）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

（４）様々な課題・困難を抱える女性への支援に関する取組の実施

ただし、（４）において、推進計画を策定している市町村等とし、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業である必要はないこととする。

（５）不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、特定非営利活動法人等の知見や能力を活用し、主たる事業を特定非営利法人等に委託する事業において、アウトリーチ型支援（訪問支援）や居場所の提供、当該女性を支援する人材の育成・養成などの取組の実施様々な課題・困難を抱える女性への支援に関する取組の実施

ただし、（５）においては、男女共同参画計画又は推進計画を策定していない市町村等も対象とする。

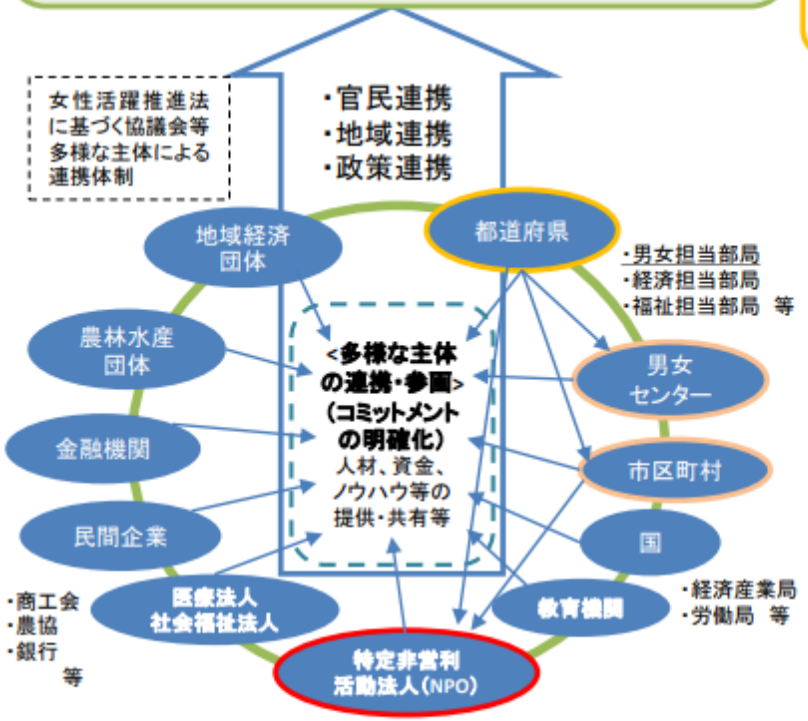
２　市町村等は、（１）から（５）までに掲げる取組を本事業において実施するものとする。

地域女性活躍推進交付金

（令和２年度予算１.５億円、 ２年度第３次補正予算１.５億円＋追加措置１３.５億円、 ３年度予算１.５億円）

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
  （新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等）



【交付対象】
地方公共団体
【補助率】
①活躍推進型、②寄り添い支援型：１／２
③つながりサポート型 ：３／４

【交付上限】 各区別ごと

都道府県	800万円（注）
政令指定都市	500万円
市区町村	250万円

ただし、③は一律1125万円

注）推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、
就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、
一般事業主行動計画策定の後押し 等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用（総事業に占める委託の割合が3/4以上）したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、女性用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体（関係団体と連携） ⇄ 申請 / 交付 ⇄ **内閣府** → 情報提供 → 他の地域の
- **地方公共団体**
- **地域経済団体**

等

令和５年度～現在

第３　事業内容

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第１項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第２項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定
（２）（１）の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施
（３）（１）及び（２）の実施による効果の検証及び今後の課題の整理
（４）女性のデジタル人材育成や起業家育成を支援する取組の実施
（５）様々な課題・困難を抱える女性への支援に関する取組に加え、不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、不安を抱える女性への支援に関する取組の実施
（６）不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、特定非営利活動法人等の知見や能力を活用し、主たる事業を特定非営利活動法人等に委託する事業において、アウトリーチ型支援（訪問支援）や居場所の提供、当該女性を支援する人材の育成・養成などの取組の実施、様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組の実施
（７）男性の望まない孤独・孤立の悩みなどに係る男性相談支援の取組を実施

ただし、（４）から（７）までに掲げる取組においては、男女共同参画計画又は推進計画を策定していない市町村等も対象とする。

２　市町村等は、（１）から（７）までに掲げる取組を本事業において実施するものとする。

地域女性活躍推進交付金のメニュー

（令和７年度当初予算３.０億円、令和７年度補正予算１０.０億円
令和８年度当初予算案３.０億円）

（1）活躍推進型
（職業生活における女活推進）

【対象地方公共団体】 推進計画策定
【補助率】 1/2
【交付上限額】 都道府県800万円、政令市500万円、市区町村250万円
【交付要件等】
・女活法推進計画事業への位置付け
・委託先限定要件なし（民間企業も可）

［取組の例］
・女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修
・企業経営者の意識改革のためのセミナー
・地域女性ロールモデル事業

（2）デジタル人材・起業家育成支援型

【対象地方公共団体】 制約なし
【補助率】 3/4
【交付上限額】 都道府県1200万円、政令市750万円、市区町村375万円
【交付要件等】
次のいずれかの観点を含んでいること
・事業実施に当たって、ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働すること。
・デジタル人材・起業家の育成だけではなく、就労・起業までつながることを目指すこと。
・雇用に結び付く割合等に関し適切な重要業績評価指標（KPI）の設定の上、事業効果が高いと見込まれること。　等

［取組の例］
・女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、ネットワークづくり支援

（3）寄り添い支援・つながりサポート型

（A）寄り添い支援型プラス
（就職氷河期対策）

【対象地方公共団体】 制約なし
【補助率】 1/2
【交付上限額】 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円
【交付要件等】
・委託先限定要件なし（民間企業も可）
・相談等の一環として生理用品の提供可

［取組の例］
・様々な困難・不安を抱える女性向けの相談支援

（B）つながりサポート型
〔NPO活用特化タイプ〕
（孤独・孤立対策）

【対象地方公共団体】 制約なし
【補助率】 3/4
【交付上限額】 一律1125万円
【交付要件等】
・NPO等への委託が必須（民間企業不可）
・委託事業比率は総事業費の3/4以上
・相談等の一環として生理用品の提供可

［取組の例］
・孤独・孤立等の困難・不安を抱える女性向けのアウトリーチ型サポートと居場所づくり

（C）男性相談支援型

【対象地方公共団体】 制約なし
【補助率】 1/2
【交付上限額】 都道府県・市・特別区800万円、町村500万円
【交付要件等】
・男女センターなどで実施
・新規(拡充)に男性相談を行う地方公共団体に配分

［取組の例］
・男性の望まない孤独・孤立の解消のため、男性のための家庭・介護等に係る悩み相談

デジタル田園都市国家構想総合戦略関係施策の全体像

デジタル田園都市国家構想総合戦略関係予算　７．７兆円
（令和４年度第２次補正予算：３．５兆円、令和５年度当初予算案：４．２兆円）

分野横断的な施策の推進　1,808億円

・デジタル田園都市国家構想交付金（内閣官房・内閣府）：1,800億円　・地方におけるデジタル技術を活用した取組の普及促進事業（Digi田甲子園）（内閣官房・内閣府）：２億円　など

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決　５．５兆円

1 地方に仕事をつくる
・グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（内閣府）：15億円
・地域DX促進環境整備事業（経産省）：15億円の内数
・スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト（農水省）：44億円
・DXや事業者間連携等を通じた観光地や観光産業の付加価値向上支援（観光庁）：10億円の内数
・共創の場形成支援プログラム（文科省）：138億円の内数　など

2 人の流れをつくる
・テレワーク普及展開推進事業（総務省）：３億円
・地域おこし協力隊（総務省）：２億円
・関係人口創出・拡大のための対流促進事業（内閣官房・内閣府）：２億円
・地方大学・地域産業創生交付金（内閣官房・内閣府）：20億円
・高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業(内閣官房・内閣府)：１億円　など

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
・周産期医療対策事業（厚労省）：251億円の内数
・母子保健対策強化事業（内閣官房・厚労省）：７億円
・両立支援等助成金等（厚労省）：119億円
・年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進（厚労省）：２億円
・女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業（厚労省）：２億円　など

4 魅力的な地域をつくる
・学習者用デジタル教科書普及促進事業（文科省）：18億円
・電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備事業（厚労省）：34億円
・文化遺産オンライン構想（文科省）：１億円
・脱炭素型循環経済システム構築促進事業（環境省）：47億円の内数
・総合防災情報システムの整備（内閣府）：11億円　など

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備　１．９兆円

1 デジタル基盤整備
・高度無線環境整備推進事業（総務省）：70億円
・携帯電話等エリア整備事業（総務省）：28億円
・革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業（総務省）：812億円
・マイナンバーカードの利用シーン拡大事業（デジ庁）：９億円
・自治体マイナポイントの全国展開（総務省）：10億円
・地方公共団体情報システムの標準化・共通化の推進（総務省）：４億円
・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業（経産省）：24億円　など

2 デジタル人材の育成・確保
・人材開発支援助成金によるデジタル人材育成（厚労省）：640億円の内数
・地域デジタル人材育成・確保推進事業（経産省）：15億円の内数
・数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進（文科省）：12億円
・先導的人材マッチング事業（内閣官房・内閣府）：28億円
・自治体におけるデジタル人材の確保支援事業（総務省）：0.8億円
・地域女性活躍推進交付金（内閣府）：２億円　など

3 誰一人取り残されないための取組
・デジタル推進委員等環境整備事業（デジ庁）：３億円
・デジタル活用支援推進事業（総務省）：40億円
・障害者ICTサポート総合推進事業（厚労省）：507億円の内数
・視聴覚障害者情報提供施設の運営事業（厚労省）：20億円
・デジタルを活用した行政相談の利用促進（総務省）：0.7億円
・国民のデジタルリテラシー向上事業（文科省）：13億円　など

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進　1,543億円

1 モデル地域ビジョン
・スマートシティ実装化支援事業（国交省）：４億円
・スーパーシティ構想等推進事業（内閣府）：10億円
・農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（農水省）：105億円の内数
・地方創生に向けたSDGs推進事業（内閣府）：６億円の内数
・地域脱炭素の推進のための交付金（環境省）：400億円の内数　など

2 重要施策分野
・地域公共交通確保維持改善事業（自動運転実証調査事業）（国交省）：622億円の内数
・大学発スタートアップ創出の抜本的強化（文科省）：988億円
・テレワーク・ワンストップ・サポート事業（厚労省）：1億円
・地域少子化対策重点推進交付金（内閣府）：100億円の内数
・GIGAスクール運営支援センター整備事業（文科省）：81億円　など

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）

②女性活躍の推進

子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産、育児に取り組む環境を実現するためには、将来のキャリアパスも見通しながら、女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現することが必要である。

このため、男女共同参画基本計画も踏まえ、女性活躍推進に向けた総合的な取組を推進する。具体的には、女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大することを踏まえ、都道府県労働局と地方公共団体の連携を引き続き推進しながら、その内容の周知や企業向けの相談会・説明会の実施等を行う。あわせて、地域に女性活躍の取組の裾野が広がる機会を捉えて、えるぼし認定[35]や新たに創設する特例認定制度（プラチナえるぼし）[36]の周知・取組促進を図ることにより、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を支援する。また、地方公共団体が、「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、起業支援、中小・小規模事業者への支援など、多様な主体による連携体制の下で行う地域の実情に応じた女性活躍の取組を、地域女性活躍推進交付金等により支援する。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2021　（令和3年6月18日）閣議決定

ⅱ 女性活躍の推進

【具体的取組】

⑷地域における女性活躍の推進

・「新たな日常」に対応するための女性デジタル人材の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、管理職・役員となる女性の育成、学び直しやキャリア形成の支援、起業支援及び中小・小規模事業者への支援等、地方公共団体が多様な主体による連携体制の下で行う地域の実情に応じた女性活躍の取組を、地域女性活躍推進交付金等により支援する。

（内閣府男女共同参画局総務課（地域担当））

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）

⑤女性デジタル人材の育成・確保

（現状と課題）

感染症まん延下における女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消のため、女性デジタル人材の育成・確保が重要である。

（施策の方向）

デジタル田園都市国家構想における全体のデジタル人材育成の取組と連携しながら進めていく「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を 2022 年度から 2024 年度末までの３年間集中的に推進する。また、プラン策定の３年後の 2024 年度末を目途に効果を検証し、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

具体的には、「デジタル人材育成プラットフォーム」において、オンラインを含めた産学官のデジタルスキル教育コンテンツを提供する際、ポータルサイトにおいて、女性が活用しやすい講座を抽出するとともに、主要な支援策を分かりやすく一覧化することで、求職者等が必要な情報にアクセスしやすくなるようにする。また、公的職業訓練において、IT 分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せや、地域の訓練ニーズを反映する協議会の活用により、デジタル分野のコース設定を促進する。さらに、育児等で時間的制約のある女性も受けやすいよう、ｅラーニングコースの拡充や託児サービス付きの訓練コース等を実施する。加えて、地域女性活躍推進交付金を通じて、女性デジタル人材・女性起業家の育成やデジタル分野への就労支援、テレワークの促進など女性の多様な働き方の推進、女性への SNS を活用した相談支援など、関係団体と連携して地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集を通じて、全国各地域へ取組の横展開を図る。

同時に、将来のデジタル人材となり得る IT 分野を始めとした理工系分野における女性の人材の育成・確保にも着実に取り組む。

（７）地域における女性活躍推進の加速化

女性デジタル人材・女性起業家、「女性・平和・安全保障（ＷＰＳ）」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成や役員・管理職への女性登用、能登半島地震の影響等により困難や不安を抱える女性へのＮＰＯ等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等、関係団体と連携して地方公共団体が行う地域の実情に応じた真に効果の高い取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。

（内閣府男女共同参画局総務課）

「地域未来戦略」令和8年7月21日閣議決定

第３節　選ばれる地方の実現に貢献する主な施策の推進

国全体の持続的な発展のためには、東京圏[37]の転出入状況を把握しつつ、若者や女性を始めとする東京圏への過度な一極集中[38]を是正することが重要である。地方が生きがいややりがいを感じられる場として選ばれるためには、地方に魅力を感じる若者や女性が増えることが重要である。

エ．魅力が感じられる地方の実現

o.　多様性に富んだ地方の実現

（１）地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革への取組推進

①地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革

（２）アンコンシャス・バイアスを含む意識改革への教育

①教育現場の意識改革

②「ともに生き、ともに社会をつくる力」を育む法教育の推進

（３）地域の男女共同参画・女性活躍の推進

①女性の起業を通じた新たな職場の創出

②地域における男女共同参画社会の形成の促進

③地域における女性活躍推進の加速化

（４）多様な人材が活躍できる機会の創出

①多様な人材が活躍できる機会の創出

②地域イノベーションを担うグローカル人材の育成

[KPI]

・「地域働き方・職場改革」への取組に関する指標

「地域働き方・職場改革」への取組に参加している地方公共団体数：毎年前年度以上

「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標の設定がされている割合及び「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標に改善が見られる割合：100%（2029 年度時点）

・新規就業者の掘り起こしにより活躍できる機会を得た若者・女性・高齢者等の起業・就業者数：21.7 万人（2025～2030 年度累計）

・効果的な法教育の推進に向け、毎年度、教員・児童生徒・有識者の意見を踏まえた施策見直し、地域の実情に応じた法教育モデルの展開を進める。

・2026 年度に発足した（独）男女共同参画機構が、2030 年度までを期間とする中期目標に基づき、各地の男女共同参画センター等を強力に支援する。

・地域女性活躍推進交付金等により、男女共同参画センター等が行う連携・協働の取組や女性人材の育成等の取組を推進する。

・若者・女性や高齢者等の新規就業等を支援するとともに、地域の実情に応じた優良な取組を実践事例として蓄積し、これを普及展開する。

・留学促進に向け、2026 年度以降も、海外大学との協定に基づく学生の派遣・受入れや、日本人学生の海外での学位取得のための奨学金を継続する。

「地域女性活躍推進交付金」に関するメモ

地方創生メニューに組み入れられた

○ 国―地方関係

交付要件の緻密化

→ トップダウンの強化

自治体側の政策意欲の空洞化

交付自治体数は増加

→ 補助金、予算消化ありき？

事業内容の変化（多様化）

→ 量的な拡大、国の拡張傾向に追従しただけ？

○ 政策手法

委託先の選定方法の適正、公正性 → さらに委託先に丸投げ？

H26	86団体	R3, R2, R2（補）	141
H27	72	R3（拡充）	97
H28	18	R4, 3, R3（補）	219
H29, 28（補）	105	R4（予備費）	14
H30, 29, 29（補）	124	R5	251
R1, H30, H30（補）	128	R6	265
R2, 1（補）	131	R7	269

男女共同参画政策への貢献と自治体の主体性の回復の必要性

男女共同参画政策 …… 構造の問題　　継続的かつ長期間

➡ 社会の構造（構造的差別の是正）や人々の意識構造そのものを変えること

女性の労働環境、雇用の改善のみでは達成し得ない

様々な構造的な課題

例　　**組織**における**企画や意思決定（管理職等）**の**男性独占**（自治体、民間）

賃金格差（社会保障制度、M字カーブ）

人々の意識（固定的役割分担、アンコンシャスバイアス）

などなど

（地域）社会の構造が変わらなければ、女性の人口流出は継続する

持続可能な自治体運営のために

自治体側に求められる姿勢

男女共同参画政策　≠　「女性活躍推進」政策　　あくまで一部

男女共同参画政策と「地方創生の「女性政策」」は分離させる

女性の流出の要因の課題は**男女共同参画政策領域**

賃金・職種
地域に根深く残る固定的な性別役割分担
アンコンシャス・バイアス
男子優先の慣習　　等

地方自治

政策として**各自治体主体**で**取り組む**

○ 今後の本研究視点の候補

事業内容の分析

担当課について

単独の自治体への着目？

好事例の選定…主体的、男女共同参画の理念

参考文献

飯島 絵理(2017)
「「女性の活躍推進」と「男女共同参画の視点」：自治体および男女共同参画センターの調査をもとにした考察」
NWEC実践研究 7 149-164, 2017-02-28、国立女性教育会館

江原 由美子(2021)『ジェンダー秩序 新装版』 勁草書房

堀江 孝司(2017)
「安倍政権の女性政策」、大原社会問題研究所雑誌 No.700／2017.2、法政大学大原社会問題研究所